

議案第 3 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成23年2月16日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

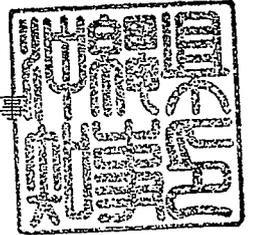
議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教県第21199号
平成23年2月7日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立高等学校及び県立特別支援学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改める。(第2条関係)
- (2) この条例は、平成23年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第3項及び第41条第1項

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第2条中「4,324人」を「4,327人」に、「1,611人」を「1,649人」に、「9,161人」を「9,296人」に、「15,111人」を「15,287人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年2月15日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員定数)</p> <p>第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,327人</u></p> <p>(2) 県立特別支援学校 <u>1,649人</u></p> <p>(3) 県立中学校 15人</p> <p>(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,296人</u></p> <p>合計 <u>15,287人</u></p>	<p>(職員定数)</p> <p>第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,324人</u></p> <p>(2) 県立特別支援学校 <u>1,611人</u></p> <p>(3) 県立中学校 15人</p> <p>(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,161人</u></p> <p>合計 <u>15,111人</u></p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

定数条例の考え方

教育庁県立学校教育課

沖縄県学校職員の定数条例は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき算定した定数と県単独で配置している教諭、現業職員等の定数を合算した数値が条例定数となっている。

<市町村立小・中学校及び県立中学校の職員定数>

義務標準法定数（基礎定数＋政令定数＋充て指導主事（国庫））－定数内非常勤講師＋県単定数＝条例定数

※但し、上記の数式で求めた数が標準法定数より小さくなる場合は、標準法定数が条例定数になる。

- (1) 標準法によって、学校数、学級数、児童・生徒数に基づいて算定される教職員数（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、栄養職員、学校事務が対象）
- (2) 政令によって、算定される教職員数（センター研修、大学院派遣、初任研加配、児童生徒支援加配等）
- (3) 県単独で配置している教職員数（充て指導主事）

<県立高等学校の職員定数>

高等学校標準法（基礎定数＋政令定数）＋ 県単定数 ＝ 条例定数

- (1) 標準法によって、生徒の収容定員や学科等に基づいて算定される教職員数（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、実習助手、学校事務が対象）
- (2) 政令によって、算定される教職員数（センター研修、大学院派遣、初任研加配、生徒支援加配等）
- (3) 県単独で配置している教職員数（充て指導主事、専攻科教諭、専攻科実習助手、船員、図書館司書、その他現業職員）

<県立特別支援学校の職員定数>

義務・高等学校標準法定数（基礎定数＋政令定数）＋ 県単定数 ＝ 条例定数

- (1) 標準法によって、児童・生徒数、学級数等に基づいて算定される教職員数（校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手、栄養職員、学校事務が対象）
- (2) 政令によって、算定される教職員数（センター研修、大学院派遣、初任研加配等）
- (3) 県単独で配置している教職員数（幼稚部教諭、専攻科教諭、専攻科実習助手、その他現業職員）

資料

平成23年度 小・中学校、県立特別支援学校の児童・生徒数（見込み）
並びに高等学校の収容定員

平成23年1月18日

沖縄県教育委員会

1. 市町村立小・中学校、県立中学校及び県立特別支援学校の職員定数の算定における基礎数値は、在籍児童・生徒数による。

校 種	平成22年度	平成23年度	増減	備考
市町村立小学校	99,254	98,862	△ 392	
市町村立中学校	47,908	48,614	706	
県立中学校	230	233	3	
小計（小・中）	147,392	147,709	317	
県立特別支援学校	1,896	2,015	119	
合 計	149,288	149,724	436	

※平成22年度の児童生徒数は、平成22年5月1日現在の調査である。

※平成23年度の児童生徒数は、平成23年5月1日現在の見込みである。

2. 高等学校の職員定数の算定における基礎数値は、生徒の収容定員による。

校 種	平成22年度	平成23年度	増減	備考
県立高等学校	49,760	49,360	△ 400	